| | | |
|---|---|---|
| ニ　レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |
| ホ　オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |
| ヘ　三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |
| ト　データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |
| 八　振動加速度レベル | | |
| イ　［略］ | ［略］ | |
| ロ　レベルレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |
| ハ　三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |
| ニ　データレコーダー又はこれと同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア（経済産業大臣が別に定めるものに限る。） | ［略］ | |

| | | |
|---|---|---|
| ニ　レベルレコーダー（三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が五十デシベル以上のものに限る。） | ［略］ | |
| ホ　オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。） | ［略］ | |
| ヘ　三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（二十ヘルツから一万二千五百ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。） | ［略］ | |
| ト　データレコーダー（五十ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、五十デシベル以上のレベル範囲で、正負一デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。） | ［略］ | |
| 八　振動加速度レベル | | |
| イ　［略］ | ［略］ | |
| ロ　レベルレコーダー（一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が五十デシベル以上のものに限る。） | ［略］ | |
| ハ　三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器（一ヘルツから八十ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。） | ［略］ | |
| ニ　データレコーダー（一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、四十五デシベル以上のレベル範囲で、正負一デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。） | ［略］ | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。